

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

規 則	頁	公 安 委 員 会	頁
○京都府介護福祉士等修学資金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (地域福祉推進課)	399	○少年指導委員の委嘱 ○一般競争入札の実施	399 400
告 示		正 誤	
○救急病院である旨の告示 (医療課)		○令和5年6月6日付け京都府公報第416号中	402

## 規 則

京都府介護福祉士等修学資金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府規則第26号

#### 京都府介護福祉士等修学資金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都府介護福祉士等修学資金の貸与に関する条例施行規則(平成5年京都府規則第24号)の一部を次のように改正する。

別表の1の(3)中「厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第145条第1項」を「こども家庭庁組織令(令和5年政令第125号)第24条」に、「同令第149条第1項」を「厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第149条」に改め、同表の2の(3)中「厚生労働省組織令第145条第1項」を「こども家庭庁組織令第24条」に、「同令第149条第1項」を「厚生労働省組織令第149条」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 京都府告示第338号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。

令和5年6月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 日 年 月 日	認 定 期 限
医療法人社団貴順会吉川病院	京都市左京区聖護院山王町1	令 5. 6. 15	令 8. 6. 14

## 公 安 委 員 会

### 京都府公安委員会告示第100号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定により、平成24年京都府公安委員会告示第58号に定める活動区域ごとの少年指導委員を、令和5年4月1日次のとおり委嘱した。

令和5年6月20日

京都府公安委員会  
委員長 森 田 雅 之

1 京都府山科警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
建 部 實 嗣	京都府山科警察署生活安全課少年係 (075) 575-0110 (内線272)

2 京都府右京警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
椿 原 正 人	京都府右京警察署生活安全課少年係 (075) 865-0110 (内線272)
大 角 きみ子	〃

3 京都府北警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
奥 井 宏 一	京都府北警察署生活安全課人身安全・少年係 (075) 493-0110 (内線272)

4 京都府城陽警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
小 藤 光 博	京都府城陽警察署生活安全課人身安全・少年係 (0774) 53-0110 (内線272)

5 京都府八幡警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
吉 本 行 廣	京都府八幡警察署生活安全課人身安全・少年係 (075) 981-0110 (内線272)

6 京都府南丹警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
寺 井 通	京都府南丹警察署生活安全課生活安全係 (0771) 62-0110 (内線272)
嶋 村 益 廣	〃

7 京都府宮津警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
林 亘 浩	京都府宮津警察署生活安全課生活安全係 (0772) 25-0110 (内線264)
稲 岡 捷 男	〃

8 京都府京丹後警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
藤 原 正 見	京都府京丹後警察署生活安全課生活安全係 (0772) 62-0110 (内線282)
和 田 和 作	〃

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和5年6月20日

京都府警察本部長 白 井 利 明

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

京都府上京警察署等19施設LED照明の賃貸借一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和6年3月1日から令和15年3月31日まで

(4) 納入場所

京都府上京警察署等19施設

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入敷之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課施設管理室管財係  
電話075-451-9111 内線2274

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

令和5年6月20日（火）から令和5年7月11日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

(ア) 直接交付を受ける場合

交付期間中の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(イ) 郵送により交付を受ける場合

交付場所宛てに返信用切手900円分を同封の上、申し込むこと。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和5年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に

必要な資格等を定める告示（令和5年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を有する者で、次の業務種目に登録されている者であること。

大分類「賃貸借」一小分類「その他」

- (3) 1の(1)の業務を賃貸借期間中に確実に履行することができる者と認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

#### 4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

##### (1) 提出期間等

###### ア 提出期間

2の(2)のアに同じ。

###### イ 提出場所

2の(1)に同じ。

###### ウ 提出方法

###### (ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

###### (イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

##### (2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

##### (3) その他

ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

###### (ア) 資格審査申請書の提出期間

令和5年6月20日（火）から令和5年6月28日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

###### (イ) 資格に関する文書入手するための手段

原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

##### (ウ) 提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係  
電話075-414-5428

#### 5 入札手続等

##### (1) 入札及び開札の日時、場所等

###### ア 日時

令和5年8月1日（火）午前10時

###### イ 場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部本館入札室

##### ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

###### (ア) 受領期限

令和5年7月31日（月）

###### (イ) 提出先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課長

###### (ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

##### (2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

##### (3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

##### (4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法  
 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否  
 要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

9 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be leased

Leasing of LED lighting at 19 police facilities in Kyoto Prefecture including Kamigyō Police Station

(2) The time, date and place for tender

10:00 a.m., Tuesday, on August 1, 2023

Tender room, the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3, Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyō-ku, Kyoto 602-8550, Japan

(3) Time-limit for tender by mail

Monday, on July 31, 2023

(4) The time, date and place for the opening of tender

10:00 a.m., Tuesday, on August 1, 2023

Tender room, the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3, Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyō-ku, Kyoto 602-8550, Japan

(5) Contact point for the notice

Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3, Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyō-ku, Kyoto 602-8550, Japan

TEL 075-451-9111 Ext.2274

正 誤

令和5年6月6日付け京都府公報第416号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
363	右	下から8	変更なし	令和2年京都府告示第240号の事業地に久世郡久御山町林宮ノ後並びに佐古外屋敷並びに森森東、宮西、宮東及び村東並びに野村北浦、野村、東ノ口、南浦、井ノ坪、高木、外野及び村東並びに田井新荒見、西荒見、塔ノ本及び東荒見並びに下津屋富ノ城、善乗坊及び中道地内を加える。
		下から6	変更なし	令和2年京都府告示第240号の事業地に久世郡久御山町佐山巽河原及び野村イノコ、高木を加え、同事業地のうち佐山東代、南代、尼垣外、中道、西ノ口及び美ノケ藪並びに下津屋上ノ浜、川原、室ノ城、鯛ヶ鼻及び下ノ浜代並びに野村井ノ坪、南浦、西浦、北浦及び古道並びに森森東地内において事業地を変更する。